

間税会ニュース

令和元年9月15日
No. 56

 福岡国税局
間税会連合会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真提供：唐津間税会

からつくんち一番曳山「赤獅子」（佐賀県唐津市）

文政2年（1819年）刀町の石崎嘉兵衛らにより制作され、今年「生誕200年」を迎える。

当時の唐津は、呼子・小川島の鯨漁の恩恵を受け町人の生活も上向き人生を楽しむ余裕が生まれ、特に裕福な町人たちが財力に物を言わせて何か大きなことをやってやろうという機運が醸成されていた。

そういうなかで、刀町が人々の度肝を抜くような巨大な獅子頭を作り唐津神社へ奉納したのが始まりで、以後60年の間各町が趣向を凝らし競い合って次々と14台の曳山を製作し脈々と受け継がれた。

時流に負けず「自分らが自分らの町の歴史を守る」という町人の強い心意気が、「からつくんち」である。「からつくんちと曳山の話より」

（目次）

●福岡局間連第46回通常総会	2	●福岡国税局幹部間税会担当官のご紹介	6
●祝 辞	3	●税情報	7
●活動報告・新着情報	5	消費税の軽減税率制度	7
正副会長・委員会委員合同会議		消費税・地方消費税についての	
及び理事会を開催	5	大切なお知らせ	9
福岡局間連女性部研修会	5	●間税会のしおり	11
武雄間税会 研修会報告	5		

第 46 回通常総会を開催。小原国税局長が記念講演

会員増により活動の輪を広げよう

主 催	福岡国税局間税会連合会
日 時	令和元年 6 月 10 日（月）
場 所	オリエンタルホテル福岡 博多ステーション



福岡国税局間税会連合会（中野文治会長）は 6 月 10 日、福岡市博多区のオリエンタルホテル福岡・博多ステーションで第 46 回通常総会を開催した。

当日は来賓として、福岡国税局から小原局長、松井課税第二部長、植松消費税課長のほか、長井福岡税務署長、坂田博多税務署長、西嶋佐賀税務署長、山崎長崎税務署長、また、全国間税会総連合会から關口副会長、加藤常務理事、その他友誼団体から、多数の代表のご臨席を賜りました。

中野会長はあいさつの中で、『平成 29 年度以降、全間連の最重点施策として「会員増強による組織拡大等」「消費税完納運動の更なる推進」そして「消費税の啓発活動等の拡充」の 3 点が掲げられております。



福岡局間連もこれらの重点施策のもと、活動を展開しておりますが、それを活発に展開していくためには組織の基盤がしっかりとしていなければ成しえないことであり、そのためには組織拡大と財政基盤の強化を図ることが重要です。厳しい状況下ではありますが、会員増強に努め、なるべく早期に 10,000 人社を越える会員数を実現し、消費税に対する理解を深めるべく、今後とも活動の輪を広げて行きたいと考えております。

ところで、すでにご承知のとおり本年 10 月の消費税 10% への引き上げ及び軽減税率制度の導入まで残すところ 4 ヶ月を切りました。間税会は円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している団体でありますので、軽減税率制度導入に当たって研修会を開催するなど、制度の周知、理解、啓蒙に努めていくことも大切であり、また、それを求められておりますので、ご理解いただき、これらへの積極的な取り組みもよろしくお願いいたします。』と述べられた。



続いて議長に同会長を選出して議事に入り、提出 5 議案は、いずれも満場一致で可決承認されました。引き続き、功績者、永年在職功労者、会員加入勸奨功労者の表彰が行われ、終了後、小原局長と關口副会長よりご祝辞をいただきました。

総会后、小原 昇 福岡国税局長の「G 20 福岡財務大臣中央銀行総裁会議を終えて」と題した記念講演会を開催。小原局長はデーター活用・パソコンに対するご見識が大変深く、当該会議の直後にもかかわらずインターネットの Web 上に作成された資料を用いてご講演いただきました。

参加者は時間を忘れ聞き入り、最新の話題に大変有意義だったと大好評でした。



〈祝 辞〉

福岡国税局長

小 原

昇(現 名古屋国税局長)

本日、ここに福岡国税局間税会連合会の第46回通常総会が盛大に開催され、すべての議事が滞りなく終了されましたことを、心からお慶び申し上げます。

間税会の皆様におかれましては平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことを、本席をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

加えて、ただ今、会長顕彰により表彰を受けられた皆様は、これまで会員増強による組織の拡大や消費税完納運動の推進などにご尽力され、間税会活動の活性化や税の啓発活動に多大な貢献をされた方々であります。

皆様のこれまでのご功績に敬意を表しますとともに、本日の受彰に対し心からお祝い申し上げます。

さて、貴連合会は昭和48年3月の発足以来、消費税を含めた間接税に関する民間団体として会長をはじめとする役員の皆さんの力強いリーダーシップのもと、消費税のあり方等について提言活動や、福岡国税局管内の31各間税会の活動支援に努めてこられました。

また、各間税会におかれましても、「消費税完納運動の更なる推進」や「税の標語」の募集といった税に関する啓発運動に積極的に取り組みられ消費税に関する正しい税知識の普及や納税道義の高揚に寄与されております。

御承知のとおり、本年10月には消費税率の引上げと軽減税率制度の実施が予定されています。

当局といたしましては、今回実施される軽減税率制度及び令和5年に導入が予定されている、いわゆるインボイス制度を見据えて、事業者の皆様に制度の内容を十分理解していただいたうえで、適正な申告・納税を行っていただけるよう、関係官庁とも連携した説明会の開催や丁寧な相談対応等を行っているところです。

間税会の皆様には、制度の周知・広報への多大なる御協力に感謝申し上げますと共に一層のお力添えをいただきますようお願いいたします。

今後、少子高齢化が進行する中で全世代型の社会保障制度を築くため消費税の重要性がさらに高まっていくものと考えられ、間税会の「消費税の会」としての役割は、益々重要になってまいります。

間税会の活動がより充実したものとなりますよう、従来にも増して連携協調関係を深めてまいりたいと考えておりますので、今後とも税務行政のよき理解者として、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、福岡国税局間税会連合会並びに管内各間税会のますますの御発展と、本日御臨席の皆様の御健勝、事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の祝辞といたします。



〈祝 辞〉

全国間税会総連合会

会長 大谷 信義

ただ今、福岡国税局間税会連合会第46回通常総会の全議案の審議が滞りなく終了され、誠にめでたうございます。

福岡局間連の皆様には、平素から全間連の会務運営につきまして、深いご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

また、福岡国税局長の小原様をはじめ国税ご当局の皆様には、間税会に対しまして、深いご理解とご指導・ご支援を賜っております。この機会に改めて厚く御礼を申し上げます。

本年5月から歴史的な皇位の継承が行われ、元号が「平成」から「令和」に改められました。「令和」の意味は、ある報道によれば、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」と言われておりますが、新たな「令和の時代」が国民の皆様にとって安全で安心して暮らせる社会となりますよう、先ずもって願っております。

さて、私たち間税会に関わりが深い消費税につきましては、本年10月から税率の10%への再引上げと、軽減税率制度が実施されることとなっており、消費税制度も新たな時代を迎えようとしております。

私たち間税会は、消費税の税率引上げに積極的に賛同したり、推進する団体ではありませんが、少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性や、厳しい財政事情などから見て、消費税率の引上げは、避けて通れないやむを得ない措置であると受け止めております。

又、低所得者対策として導入するとされております軽減税率制度につきましては、様々な問題があることから導入に強く反対して参りましたが、それが実施されることは誠に遺憾であります。

しかしながら、全間連は税務関係民間団体として、円滑な税務運営に協力することを基本理念としている団体であります。したがって、軽減税率制度が適正かつ円滑に実施されますよう、これまでも軽減税率制度の説明会等を積極的に開催していただくとともに、導入まで数か月となりましたが、引き続き、軽減税率制度の周知活動に取り組んでいただきますよう、会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、全間連は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体です。その消費税率が本年10月から10%に引き上げられますと、税収が最も多い基幹税となりますので、消費税の会である間税会の果たすべき役割も、益々、高まってくるものと考えられます。

したがって、全間連では、平成26年4月以降に引き続き、平成29年度以降の「最重点施策」、すなわち、1点目が「消費税完納運動の更なる推進」、2点目が「消費税の啓発活動等の拡充」、そして、第3点目が「会員増強による組織拡大等」の3点を決定し、取組みを展開するようお願いして参りました。

これらの最重点施策は、いずれも消費税の関係団体である間税会の活動としては、極めて重要な活動方針でありますとともに、本年が間税会活動に取りまして正念場を迎える大切な時期にもなりますので、これまでの取組状況などを分析・検証し、より実効性のある取組みを積極的に展開していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、従来から大変好評を博しております「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル等につきましては、本年度においても、少なくとも100万枚の作成枚数を確保したいと考えておりますので、引き続き、増刷に取り組んでいただきますとともに、クリアファイル等のDVD版による「ミニ租税教室」の開催にも、積極的な取組みをお願い申し上げます。

そして、「税の標語」の募集活動につきましては、昨年2月から国税庁の後援名義の使用許可をいただいていることを踏まえ、応募点数の更なる増加と、より多くの間税会が取組みに参加していただきますよう、よろしくお願い致します。

さらに、いわゆるe-Tax（イータックス）の利用促進や、マイナンバー制度の適正利用と周知活動にも取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解の上、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、福岡局間連及び傘下各会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしております。

また、国税ご当局の一層のご指導・ご支援、友誼団体のご厚誼をお願い申し上げますとともに、ご臨席の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

活動報告・新着情報

正副会長・委員会委員合同会議及び理事会を開催

福岡国税局間税会連合会（中野文治会長）は、8月2日福岡市のTKP ガーデンシティ博多新幹線口で正副会長・委員会委員合同会議と理事会を開催した。

ご来賓に福岡国税局の林 清貴消費税課長ほか幹部を招き、正副会長・委員会委員合同会議では、下記の内容を中心に市丸専務理事が説明、進行役となり意見交換が行われた。

1. 全国の局間連の組織状況について
2. 福岡局間連の組織と運営について
3. 福岡局間連の規約改正について

その後の理事会では、加えて下記について活発な意見交換が行われた。

4. 7月25日の全間連常任理事会の結果報告
5. 会員増強による組織の拡大、財政基盤の確立強化
6. 「税の標語」の選考等について

なお、規約改正事項等については、早急に事務局で改正案等を作成し次回の会議で再検討することとされた。

主 催	福岡国税局間税会連合会
日 時	令和元年8月2日（金）
場 所	TKP ガーデンシティ博多新幹線口



福岡局間連女性部研修会

福岡国税局間税会連合会女性部（滝山真弓部長）は、8月19日（月）福岡市博多区のオリエンタル福岡・博多ステーションで研修会を開催した。

局間連女性部会員、単位会の女性部会員、局間連の中野会長、河野副会長など60人が参加した。

主 催	福岡局間連女性部
日 時	令和元年8月19日（月）
場 所	オリエンタルホテル福岡・博多ステーション

- 【研修会1】 『税務行政の将来像』
15:00～16:00 講師：福岡国税局消費税課長 林 清貴様
- 【研修会2】 『航空自衛隊の組織と任務』
16:00～17:00 講師：航空自衛隊西部航空方面隊司令官 井筒 俊司様
- 【懇親会】
17:00～18:20

研修は、第一部、第二部とも講師の軽妙でユーモアたっぷりの説明と大型スクリーンでの映像等により進行され、国の根幹部分である「財政」と「防衛」について、非常に分かり易く知識を吸収できたと研修参加者に好評でした。

また、研修会後の懇親会も女性部らしく、華やかな雰囲気の中親睦を図り、大いに盛り上がりました。



武雄間税会 研修会報告

武雄間税会（桑原泰蔵会長）では、去る令和元年7月22日武雄温泉ハイツにおいて、本年度第1回目の研修会を開催致しました。

研修は「キャッシュレス・消費者還元事業」をテーマに、佐賀銀行営業統括本部ご担当者を講師にお招きし、キャッシュレスの現状並びにキャッシュレス決済のメリット、及びポイント還元事業の詳細まで、具体例を交えたさめ細かい講義を拝聴しました。当日は、会員外企業も含め52名の参加で、このテーマに関する会員の関心の高さを実感した次第です。

また、今回は第二部として武雄税務署法人課税部門ご担当官を講師に、「軽減税率制度」ファイナルチェックと称して、消費税軽減減税利制度並びに軽減税率対策補助金制度の確認も行いました。とりわけ、請求書等及び帳簿の区分記載、区分経理については、受講者一同真剣に聞き入っておられました。

当間税会では、秋には恒例となった“利き酒会”の開催を予定しており、会の活性化と会員相互の親睦に努める予定です。

主 催	武雄間税会
日 時	令和元年7月22日（月）
場 所	武雄温泉ハイツ



福岡国税局幹部 ご紹介（敬称略）

福岡国税局では7月に定期人事異動がありました。



福岡国税局長

吉井 浩

（東京都出身）

昭和 63 年 4 月 大蔵省入省
平成 5 年 7 月 足利税務署長
24 年 7 月 主計局主計官（防衛係担当）
25 年 6 月 復興庁参事官
27 年 7 月 国税庁長官官房企画課長
28 年 6 月 国税庁長官官房総務課長
30 年 7 月 国税庁長官官房審議官（酒税等担当）



福岡国税局
課税第二部長

新井 卓己

（福岡県出身）

昭和 53 年 4 月 福岡国税局入局
平成 24 年 7 月 福岡国税局 総務部 人事第二課長
25 年 7 月 壱岐税務署長
26 年 7 月 福岡国税局
課税第二部 消費税課長
28 年 7 月 福岡国税局
課税第一部 課税総括課長
29 年 7 月 香椎税務署長
30 年 7 月 福岡国税局 総務部次長

間税会がお世話になる担当官のご紹介



福岡国税局
課税第二部
消費税課長

林 清貴

（出身）宮崎県
（前職）福岡国税局 総務部 事務管理課長
（趣味）特にはありません。
（座右の銘）人は城、人は石垣、人は堀、
情けは味方、仇は敵なり
（間税会に一言）
改正消費税の定着には、皆様のお力添えが必要です。
よろしくお願いいたします。



福岡国税局
課税第二部
消費税課
総括主査

西山 貴志

（出身）佐賀県
（前職）留任
（趣味）釣り
（座右の銘）一期一会
（間税会に一言）
改正消費税の対応について、皆様方のお力添えを
よろしくお願いいたします。
一年間よろしくお願いいたします。



福岡国税局
課税第二部
消費税課
総務係長

錦邊 亮二

（出身）福岡県
（前職）筑紫税務署
（趣味）映画、演劇鑑賞
（座右の銘）よく食べて、よく笑い、よく眠る
（間税会に一言）
初めて間税会事務担当になりました。
一年間よろしくお願いいたします。

間税会は軽減税率に反対ですが、知識・対策は必要です。

令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



〈令和元年6月〉国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX 年	月	日	摘要	借方 (円)
11	30		△△商事様 11 月分 日用品	10 % 88,000
11	30		△△商事様 11 月分 食料品	8 % 43,200
②			① ③	④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			① △△商事様
令和XX年11月30日			
11月分 131,200 円(税込み)			
⑤ 株〇〇御中	② 11/1	③ 魚 ※	④ 5,400 円
	11/1	牛肉 ※	10,800 円
	11/2	キッチンペーパー	2,200 円
	合計		131,200 円
	10%対象		88,000
	8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目			

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0120-398-111（無料）
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 【専用ダイヤル】 0120-205-553（無料）
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の
「その他のパンナー一覧」
をクリック

こちらを
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから
特設サイトへ



10月から
消費税・
地方消費税は

10%へ

事業者の皆さん、
軽減税率制度の準備はお済みですか？

消費税・地方消費税についての大切なお知らせです

ご存じですか？「地方消費税」とその役割

私たちが一般に「消費税」と言っているのは、消費税（国税）と地方消費税（都道府県税）を合計したものです。

また、地方消費税収入の2分の1は、市町村に交付されています。

2019年10月から、消費税率（消費税率+地方消費税率）は、次のように上げられます。

現行 **8%**
消費税 6.3%
地方消費税 1.7%

10月からは **10%**
消費税 7.8%
地方消費税 2.2%

引上げ分は、
ひとりひとりのために

引上げ分の地方消費税収入は、全て、子育てや医療・介護など、地域における社会保障のために使われます。



引上げと同時に、軽減税率制度が実施されます

「酒類・外食を除く飲食料品」、「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」には、軽減税率（8%）が適用されます。軽減税率の対象となる飲食料品の範囲は以下のとおりです。

酒類

テイクアウト・宅配等

外食

ケータリング等

飲食料品
（食品表示法に規定する食品）
||
人の飲用又は食用に供されるもの

一体資産

※一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

医薬品・医薬部外品等

軽減税率対象

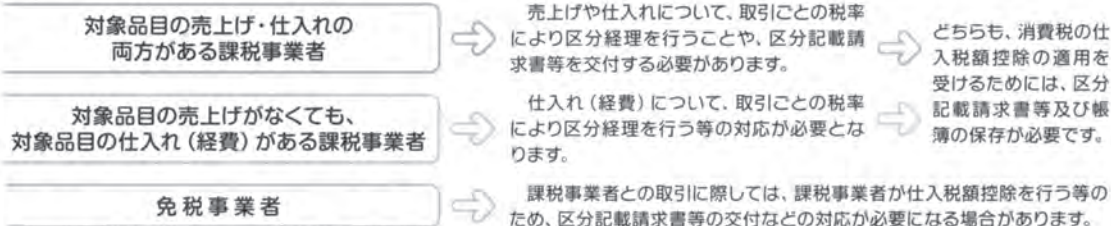
標準税率対象

有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供

事業者の皆さん！

軽減税率制度は、対象品目の取扱い（販売）の無い事業者の方を含め全ての事業者の方に関係があります！

10月1日からは…



- ・ 請求書や帳簿などの記載のルールが変わります。
 - ・ 軽減税率制度に対応したレジの導入等に対する支援があります。
- 詳細は裏面をご覧ください。

新しい記載ルールに則った帳簿・請求書等の記載が必要です

区分記載請求書等保存方式※

2019年10月1日以降、帳簿や請求書には、これまでの記載事項に加え、
帳簿には「**軽減税率の対象品目である旨**」の、
請求書等には「**軽減税率の対象品目である旨**」及び
「**税率ごとに区分して合計した税込対価の額**」の
記載が必要になります。

※2023年10月1日以降は、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入され、区分記載請求書等の保存に代えて、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。なお、適格請求書は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）が発行できます。

例えば帳簿については次のような記載が必要です。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行なった年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
（軽減税率の対象品目である旨※）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
××年 月 日	摘要		税 区 分	借方 （円）	
11 30	△△商事株	11月分 日用品	10%	88,000	
11 30	△△商事株	11月分 食料品	8%	43,200	
②	①	③		④	

※上記の例では、「税区分」欄に8%と記載することにより、「軽減税率の対象品目である旨」を表記しています。

軽減税率対応には、国の支援があります

☑ まずはチェック！

- ☐ 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- ☐ 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、12月16日までに補助金を申請する。

「軽減税率対応レジ」の導入等支援の概要

- 対象者** 軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等
- 補助率** 原則 3/4（3万円未満のレジ購入の場合、4/5補助）
- 補助上限** 1台あたり20万円※、券売機1台あたり20万円
※商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円。
- 完了期限** 2019年9月30日まで



消費税の円滑かつ適正な転嫁について、ご存じですか？

消費税は、転嫁を通じて最終的には消費者が負担することを予定している税です。消費税の円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。なお、政府において事業者の皆さんに値付けなどの参考にしていただけるよう、「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」を公表しています。

転嫁対策の概要や
ガイドラインのURLは → <https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

より詳しく知りたい方は…

軽減税率制度に
関するご相談は

消費税軽減税率電話相談センター
0570-030-456

※国税庁の設置する回線です。

受付時間：9時～17時（土日祝除く）

国税庁 軽減税率

検索

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください



レジ補助金に
関するご相談は

軽減税率対策補助金事務局
0120-398-111

※独立行政法人中小企業基盤整備機構の設置する回線です。

受付時間：9時～17時（土日祝除く）

軽減税率対策補助金

検索

軽減税率対策補助金については「軽減税率対策補助金事務局」のホームページをご覧ください



転嫁、広告・宣伝、
価格表示、
便乗値上げ等に
関するご相談は

消費税価格転嫁等
総合相談センター

0570-200-123

※内閣府消費価格転嫁等相談対応室の
設置する回線です。

受付時間：
9時～17時（土日祝除く）



総務省・都道府県・市区町村

消費税は納税備蓄預金などを利用して期限内に納めましょう!!

～消費税は年金・医療・介護・子育てなどの社会保障に使われています～

～消費税は事業者が納付する「預り金的な性格をもった税」です～

納税手段など

① 納税資金の計画的な積立てを!

納税備蓄預金などを活用して、消費税の計画的な納税に備えましょう。

② ダイレクト納付の積極的な活用を!

事前に税務署へ届出等をしておけば、e-Tax を利用して簡単なクリック操作で納付する方法です。

③ インターネットバンキング等を利用した電子納税を!

e-Tax に登録した納付情報データ等を利用した電子納税です。

④ 個人事業者の方は振替納税の積極的な活用を!

個人事業者の預貯金口座から引き落とすことで納税する方法です。

利用税目は、個人事業者の消費税及び地方消費税、所得税に限られています。

上記以外に、「クレジットカードによる納付」も可能です。

*納付手段の詳細については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

期限内納付のための納税資金の積立目安額 (月額)

(単位: 万円)

区 分		卸売業 (第 1 種事業)		小売業 (第 2 種事業)		製造業等 (第 3 種事業)		飲食店業等 (第 4 種事業)		金融・保険業、 サービス業等 (第 5 種事業)		不動産業 (第 6 種事業)	
みなし仕入れ率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立 目安額	年間 税額	積立 目安額	年間 税額	積立 目安額	年間 税額	積立 目安額	年間 税額	積立 目安額	年間 税額	積立 目安額
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0
5,000	417	40	3.4	80	6.7	120	10.0	160	13.4	200	16.7	240	20.0

*上表は、消費税率 8% とし、簡易課税制度適用事業者を対象とした毎月の積立目安額を記載したものです。

令和元年 10 月 1 日から消費税率が 10% に!!

◎納税資金の積立目安額が 1.25 倍に増加

⇒納税資金の計画的な積立てを!

《年間課税売上高 5,000 万円の場合》

・小売業者の年間納税額 80 万円 ⇒ 100 万円

・製造業者の年間納税額 120 万円 ⇒ 150 万円

・不動産業者の年間納税額 240 万円 ⇒ 300 万円

間税会のしおり

任意の中間申告を利用して計画的な納税を！

利用できる人は

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を除く）が48万円以下の事業者の方が利用できます。

手続は

「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出し、直前の課税期間の確定消費税額の1/2と、地方消費税の中間納付税額を納付します。

＊ 個人事業者

1月から6月（半期）分を8月末までに申告・納付します。

＊ 1年決済の法人

事業年度開始の日以後6か月の期間分を、その末日の翌日から2か月以内に申告・納付します。

間税会に加入しましょう！！

間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織するボランティア団体です。

【間税会の目的は】

- 消費税や印紙税などの税務知識を習得します。
- 税制に関する広報・啓発活動を通じて、円滑な税務行政に協力します。
- より良い税制や税務行政を目指して、税務当局に改善意見を提言します。
- 色々な業種の人との出会いで、多くの情報が得られたり、新たなビジネスチャンスが生まれる場を作ります。

【間税会の活動は】

- 消費税などの税制や税務執行の改善のための要望書を提出します。
- 消費税や印紙税などの研修会・説明会を開催します。
- 税務署幹部との意見交換を行います。
- 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル及びパンフレットを作成・配布し、消費税の役割と我が国財政に関する周知活動を行います。
- 「税の標語」の募集活動を行い、租税教育などを推進します。
- 「税を考える週間」などの行事に参加し、税の広報・啓発活動を行います。
- 交流会・懇談会を開催し、会員相互間の交流と親睦を深めます。

【間税会への入会は】

- 間税会は、税務署の地域ごとに組織されています。
- 入会の方法は、最寄りの間税会にお尋ねください。



消費税 活かすみんなの間税会